

平成 21 年 9 月 定例会（第 295 回）
10 月 1 日

[今井光子議員一般質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

一般質問項目

- 1 [官製ワーキングプアについて](#)
- 2 [新型インフルエンザ対策について](#)
- 3 [ごみ処理広域化計画について](#)
- 4 [地域福祉支援計画について](#)
- 5 [天理王寺線について](#)
- 6 [選挙制度について](#)
- 7 [中小企業高度化資金について](#)

平成21年 9月 定例会（第295回）

平成二十一年

第二百九十五回定例奈良県議会会議録 第五号

九月

平成二十一年十月一日（木曜日）午後一時開議

出席議員（四十三名）

一番 浅川清仁	二番 井岡正徳
三番 小林茂樹	四番 藤井 守
五番 岡 史朗	六番 大国正博
七番 尾崎充典	八番 藤野良次
九番 宮本次郎	一〇番 松尾勇臣
一一番 上田 悟	一二番 山本進章
一三番 中野雅史	一四番 田中惟允
一五番 畠 真夕美	一六番 森山賀文
一七番 森川喜之	一八番 高柳忠夫
一九番 中野明美	二〇番 山村幸穂
二一番 岩田国夫	二二番 神田加津代
二三番 安井宏一	二四番 奥山博康
二五番 荻田義雄	二六番 粒谷友示
二七番 丸野智彦	二八番 岩城 明
二九番 藤本昭広	三〇番 田尻 匠
三一番 今井光子	三二番 田中美智子
三三番 国中憲治	三四番 中村 昭
三五番 辻本黎士	三六番 米田忠則
三八番 出口武男	三九番 秋本登志嗣
四〇番 小泉米造	四一番 服部恵竜
四二番 山下 力	四三番 梶川虔二
四四番 川口正志	

欠席議員（一名）

三七番 新谷紘一

議事日程

一、当局に対する一般質問

一、知事提出追加議案の上程

一、議員提出追加議案の上程と同採決

○副議長（田尻匠） これより本日の会議を開きます。

○副議長（田尻匠） この際、お諮りします。

知事提出追加議案の上程、議員提出追加議案の上程と同採決を、本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○副議長（田尻匠） ただいまより当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、四十番小泉米造議員に発言を許します。――四十番小泉米造議員。（拍手）

◆四十番（小泉米造） （登壇）議長のお許しを得ましたので、直ちに質問に入りたいと思います。

最初に、奈良社会保険病院についてお尋ねをいたします。

九月二十二日の新聞の一面に、社会保険病院、公営を維持という見出しで、厚生労働大臣が転換を指示と、大々的に報道されていきました。その報道によりますと、長妻厚生労働大臣は、社会保険病院について、地域の医療機能を確保するため、譲渡せずに公的な病院として原則存続させるよう、これまでの整理統合の計画を見直し、新たな法案の提出に向け具体的な検討に入る考えであるとされています。今回の衆議院議員総選挙で政権交代がありました。我が自民党のマニフェストでは、社会保険病院、厚生年金病院については、地域医療の確保の観点から必要な医療機能を維持するよう対応すると約束をいたしました。また民主党におかれましては、厚生年金病院及び社会保険病院は公的に存続をさせることを原則に、新たに地域医療推進機構（仮称）を設置して、医療法上の公的医療機関に位置づけ、両病院の管理運営に当たらせるとされているところであり、今般、長妻厚生労働大臣が表明された考えも、これらのマニフェストに基づくものであらうと考えられるわけがあります。

奈良社会保険病院につきましては、病床数二百五十三床を保有し、大和郡山市のみならず、周辺自治体を含めた地域の中核的な病院であり、とりわけ県内で廃止が相次ぐ産科を備え、年間五百件近くの分娩を取り扱うほか、地域の二次救急輪番あるいは小児二次救急輪番病院として、地域医療にとって重要、かつかけがえのない病院であります。このような中で奈良社会保険病院は、昨年十月に社会保険庁からＲＦＯ独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に出資・移管され、また本年三月には、当時の舛添厚生労働大臣からＲＦＯに対して、社会保険病院及び厚生年金病院を地方公共団体、公益性のある法人または医療法人に譲渡する方針が示されたところであります。このような状況において、もし

奈良社会保険病院が民間等に譲渡されることになれば、大和郡山市はもちろんのこと、奈良県全体の地域医療にも影響を及ぼし、県民の安全・安心を脅かすことにもつながりかねないと危惧しております。このようなことから、奈良社会保険病院の存続については、大和郡山市はもとより、県議会でも意見書を提出したほか、知事におかれましても、これまで積極的に国に対して要望をしていただいたところでございます。その努力に感謝をするものであります。

そこで、知事にお尋ねをいたします。民主党のマニフェストに従えば、新たに地域医療推進機構（仮称）を設置して、社会保険病院等の管理運営に当たらせるということですが、奈良社会保険病院が地域医療において重要な役割を引き続き果たしていくためにも、国が運営に関与する形で存続するよう働きかけをしていく必要があると考えております。この点について、これまでの取り組み状況をも含め、知事の考えをお伺いしたいと思います。

二点目は、山本病院に係る生活保護医療扶助不正請求事案に対する県の対応についてであります。

医療法人雄山会が開設する山本病院において、入院患者八名に心臓血管手術をしたように装って、診療報酬約八百三十万円を不正に受給したとして、理事長らが逮捕・起訴され、現在、公判が行われているところであります。この八名は、いずれも医療費が公費負担される生活保護者でありました。このことが事実だとすれば、生活保護制度を悪用した悪質な事案であり、また、二度とあってはならないことであります。この事案の背景には、公費という確実で安定した収入を確保したい病院側の思いと、路上生活保護者からは、入院していれば何不自由なしに衣食住が確保できるという思いが、生活保護扶助制度を悪用して、相互に依存している構図が見えてまいります。厚生労働省によりますと、生活保護の総支給額は、二〇〇七年度で二兆六千六百七十四億円、十年前に比べてみますと、約一兆円増加しております。また、不正受給も二〇〇七年度では、二〇〇二年度の二倍に当たる一万六千件と増えているわけであります。このように、生活保護受給者が年々増加するとともに、不正受給者も増えている現状に、行政も対策を強化していかなければいけない課題であります。現在の県や市町村ではチェックできないのが現状ではないでしょうか。

さて、知事がこの件で当時の舛添厚生労働大臣に面談されて、問題点を指摘し、解消のための対応を要請されたと聞いておりますが、どのような要請をされてきたのか、お教え願います。

県では、この事案を受けて、不正請求が行われた経緯や、あるいは背景や原因について調査を行うとともに、再発防止に向けての改善方策等を検討するため、総務省、厚生労働省の協力を得ながら、学識経験者などから成る調査・再発防止委員会を設置されたと聞いております。

福祉部長にお伺いをいたします。県としてこの事案について、どのような問題意識をお持ちなのか、お尋ねをいたします。また、現在設置されています調査・再発防止委員会で

どのような検討が行われており、県として今後どういう方向で進めようとされておられるのか、お伺いをしておきます。

次に、農業への企業参入について、農林部長にお伺いをいたします。

一九九〇年代以降、段階的に農業の規制が緩和されたため、企業の農業への参入がしやすくなりました。企業が農業に参入する方法は、農業生産法人を設立して、農地を取得して行う方法と、企業が市町村等からリース方式で借りて農産物を生産するケースと二通りありますが、現在、リース方式だけでも約三百五十社が参入しているようであり、全国的に企業が農業に参入する事例が増えているようであります。例えば、外食産業のワタミでは、全国七カ所の農場で、有機農業により約四十種の作物を栽培し、グループ店舗や老人ホームで使用しております。また、セブン&アイ・ホールディングスでは、千葉県富里市において、地元農家や農協とタイアップして農業生産法人を設立し、グループ内から出る生ごみを肥料にしてつくった野菜をイトーヨーカドーの店舗で販売しています。さらに、人材派遣のパソナグループ、イオン、豊田通商、カゴメといった大手企業だけでなく、建設業、食品加工業を中心とする地域企業など、多種にわたる企業が参入しているようであります。このような企業の受入れには、生産効率を図るための農地の確保や農産物の流通を考慮した立地、気候風土に合った農産物など、さまざまな検討が必要であらうと思われますが、企業の農業参入は、耕作放棄地の解消や地元雇用など、地域の活性化を図る上で有効な手段ではないかと考えます。福島県の喜多方市や茨城県の牛久市などでは、積極的に企業の農業参入を促し、一定の成果を上げているようです。また、大分県では、さきに挙げましたワタミグループをはじめ三十件の参入の結果、二十七億円の農業算出効果額をもたらしたと聞いております。

そこで、まず、本県の農業への企業参入の現状と企業参入の見地から見た本県の立地条件はどうであるのか、お伺いをいたします。また、農業への企業参入に対する県の基本的な考え方と今後の取り組みについて、あわせてお伺いをしておきます。

次に、大和中央道について、数点お伺いをいたします。

まず最初に、先般発表された広域幹線道路の見直しについてであります。県におかれましては、国が昨年末に将来交通量推計の見直しを行ったことを受け、八月に奈良県の将来交通量推計の見直し結果を発表されました。さらに、その結果を踏まえて、広域幹線道路の見直しをされたと聞いております。見直しの結果、大和中央道の大宮通りから通称ジャンプ台と呼ばれております大和郡山市城町までの間など、四車線で都市計画決定された六本の道路について、その四車線での整備を正式に白紙撤回されたものと認識しております。しかしながら、土木部長も認識しておられるとおり、本県の道路整備はまだ必要で、京奈和自動車道等の骨格となる幹線道路、地域の活性化に寄与する道路、さらに、中山間地域における安全で安心な生活を確保するための道路など、その整備はまさに道半ばであります。

県におかれましては昨年の十二月に、効率的、効果的な道路整備に取り組むため、選択と集中という観点を重視した道づくり重点戦略を策定されました。我が地元の大和郡山市周辺におきましては、企業立地を促進するスマートインターチェンジ、さらには、ボトルネックの踏切を解消する城廻り線の整備に重点的に取り組むとされており、このような県の取り組みに大いに期待をしているところであります。今回の四車線道路の見直しは、必要なところを選択し、集中的に投資することにより早期に事業効果を発現する、選択と集中に弾みをつける、さらに、できる限り既存のストックを有効に活用するという観点からも、非常に意義のある画期的な取り組みと評価しております。

そこで、土木部長にお伺いをいたします。今回の四車線道路の見直しは、どのような理由、思いで行われたのか、そのお考えをお聞かせください。

二点目は、大和中央道の通称ジャンプ台の供用についてであります。この周辺では、大和中央道が既に四車線で供用しており、ことし三月末には、城大橋東交差点から富雄川右岸の県道大和郡山環状線の奈良市境界付近までの延長約一キロメートルの四車線道路の供用がなされました。さらに、富雄川沿いで進められております県道枚方大和郡山線石木工区が近々供用と聞いております。これにより四車線の道路ネットワークが形成しつつあり、周辺状況も大きく変わってきております。そこで、大和郡山市の城大橋東交差点から主水山の区間の供用についてお伺いをいたします。

大和中央道の城大橋東交差点から主水山の区間が、供用に向け鋭意整備が進められており、これまで県は、この区間について南行きの一方通行で供用する予定と、地元に対して説明していると聞いております。しかしながら、道路の完成した姿が見えてくるにつれて、地元から対面通行にしてほしいという意見があり、五月末に行われた地元説明会においても、そのような意見が出されたと聞いております。一方通行にすべきか、対面通行にすべきか、これについては賛否両論、いろいろな考えがあることは十分承知しております。この区間は、地域の生活道路として機能することから、地域の方が便利になるようにすることが最善の方策ではないでしょうか。既に四車線の幅が確保されており、そのスペースを有効活用する意味からも、また、地域の住民にとっても、対面通行とするほうが便利ではないかと考えるところであります。対面通行とすることについて、県のお考えはどうなのでしょう。対面通行とする場合には、こういった解決しなければいけない課題が考えられるのかをお聞かせ願います。また、この区間の供用開始の時期はいつになるのか、明らかにしていただきたいと思えます。

以上、土木部長にお伺いをいたします。

最後に、警察本部長にお聞きします。

昨年、全国の交通事故による死傷者数は、前年対比八・六％減の約九十五万人で、十年ぶりに百万人を下回り、うち死者数は八年連続の減少、過去最悪だった昭和四十五年の約三割の水準まで減っているとのことであります。全国的に交通事故死者数が減少する中、奈良県にあっても、昨年は前年対比十二人減の四十八人、また人身事故件数、物損事故件

数にあっても、いずれも減少しており、奈良県警察が交通安全運動をはじめとした各種施策を確実に推進されてきた成果であると思っております。また、本年八月末までの県内の死者数は三十四名と昨年よりも一名増加、物損事故件数は横ばい状態、人身事故件数は昨年よりも増加している現状にあるとのことでありますが、昨年と同様の成果を上げていただきたいと思うところであります。

ところで、全国的に交通事故が減少している中で、自転車がかかわる事故は全体の二割を占め、十年前と比べてその割合が増加している現状であると聞いております。この自転車に関しては、特に若者層によく見受けられますが、携帯電話をしながらの走行、二人乗り、信号を守らないなど、そのマナーが非常に悪いと感じております。多くの人が狭い歩道や道路を歩いているとき、あるいは自動車を運転しているときに、自転車がすれすれに追い抜いたり、すれ違ったり、また信号を無視してきて衝突しそうになったりと、ひやひやされた体験があらうかと思えます。

県警察のホームページに自転車安全利用五則が掲載されていまして。ご紹介しますと、一つ、自転車は、車道が原則、歩道は例外。二つ、車道は左側を通行。三つ、歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。四つ、安全ルールを守る。飲酒運転・二人乗り・並進の禁止。夜間はライトを点灯。交差点での信号遵守と一時停止・安全確認。五つ目は、子どもはヘルメットを着用。という内容であります。しかしながら、これら安全運転五則はきっちりと守られていないのではないのでしょうかというのが私の実感であります。道路交通法では、自転車は車両の一種であり、運転するに当たり車道通行の原則に違反した場合は、懲役や罰金などの処罰もあります。自転車運転に対する積極的な取締りを行ってほしいとは言いませんけれども、交通秩序を守るに当たり、自転車運転のルールがあまりにも軽視されているのではないのでしょうか。自転車で安全に通行できる道路などの基盤整備を進めることが重要であらうかと思いますが、今後、エコ社会の進展などを考えますと、ますます自転車を利用する人も増えていくと思われ、その結果、自転車がかかわる交通事故がもっと増加するのではないかと懸念するところであります。

奈良県における自転車が絡む交通事故の現状と、事故抑止対策はどうか、警察本部長にお伺いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（田尻匠） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）四十番小泉議員のご質問にお答えいたします。

私に対しまして、二問ございました。

まず、奈良社会保険病院についてでございますが、奈良社会保険病院は、県下の医療の中で重要な役割を果たしております。社会保険庁改革が進められる中、平成二十年十月以降、国が社会保険病院を有することができなくなり、適切な譲渡先、受け皿を検討するものとされてまいりました。このような中で、奈良社会保険病院は、小児二次救急や産婦人科の輪番など、地域医療における重要な役割を担っていただいておりますことから、昨年

来二度以上にわたり、国が責任を持って同病院を存続させるよう要望を行ってまいりました。特に本年七月二日には、大和郡山市長とともに、直接当時の舩添厚生労働大臣や政府の関係者に要望し、その確認を図ってまいりました。議員ご紹介のとおり、最近の報道でございますが、長妻厚生労働大臣の公営維持の発言や、民主党のマニフェストによれば、地域医療推進機構を新設し、社会保険病院については公的病院として原則存続させるということが記載されておりますので、今後も奈良社会保険病院の存続と運営について、国が責任を持つ形で確実に実施していただけるよう期待しておりますが、今後、必要に応じ、引き続き国に対し要請を行っていきたいと考えております。

山本病院の生活保護医療扶助不正請求事案についてでございますが、山本病院におきまず生活保護医療扶助の不正請求は、従来、性善説に基づき成り立っている医療・福祉という社会的なセーフティーネットを、悪意を持って食べ物にしようとするものであり、極めて遺憾であると思います。これまで、県としても医療法や生活保護法に基づく立入検査などを行ってまいりましたが、結果として不正を見抜けなかったことは重く受けとめております。本件は、奈良県で発生した事例でございますが、社会全体にとって深刻な問題と考えます。全国的な教訓とすることも視野に、有識者から構成する、事案の調査と再発防止のための委員会を県に設置し、経緯、原因、構造的な課題を把握し、再発防止策を検討するよう指示し、現在活動中でございます。

当事案につきましては、二つの根の深い問題がございます。一つは、過剰診療という不必要な検査や手術などを行っていたという医療行為に関する問題がございます。二つ目は、生活保護患者の診療報酬を不正に請求したという福祉制度に関する問題がございます。原因を究明し、効果的な再発防止策を確立するには、国の支援が必要であると考え、当時の舩添厚生労働大臣に急遽、専門家の協力・助言をお願いし、今述べた委員会に本省と近畿厚生局の専門家の派遣を受けているところでございます。

厚生労働大臣への要望に際しましては、三つの点を指摘させていただきました。山本病院では県境を越えて複数の自治体から多くの生活保護患者が入院しており、病院内で生活保護患者への医療がどのように行われていたかを、病院が設置された場所、奈良県だけで把握することが難しかったこと。また、生活保護患者は自己負担がないため、医療機関が不正請求を行っても、発見のきっかけとなるものが少なく、発覚しにくかったこと。三つ目に、過剰診療や不適切な医療行為かどうかについては、専門性が高く、行政側としての判断がこれまで極めて困難であったことなどを指摘させていただき、国の協力を仰いだところでございます。今述べた県の委員会では、十一月の取りまとめに向けて、これまでの事情をできるだけ掘り下げて検討していただいているところでございます。

以上でございました。

○副議長（田尻匠） 杉田福祉部長。

◎福祉部長（杉田憲英） （登壇）四十番小泉議員のご質問にお答えします。

生活保護医療扶助不正請求事案に関しまして、これに関する問題意識と、委員会における検討の方向性という二点のご質問をいただきました。

まず、山本病院についてでございますが、平成十一年の開設以来、早い時期から生活保護受給者を中心として不適切な診療が行われているという投書等がございまして、県では、医療法や生活保護法に基づく立入検査を行ってまいりました。立入検査では、保健所長である医師や県嘱託医が同行の上、理事長等から事情聴取やカルテ等の調査を行い、やや検査が過剰であること、カルテの記載が不十分であることなどについて改善指導を行ってまいりましたが、不適切な診療や診療報酬の不正請求があるとまでは確認できなかったことにつきましては、重く受けとめているところでございます。

調査・再発防止委員会ではこれまで、平成二十年度入院患者四百三十七人につきまして、入院経緯、期間等を調査しました。さらに、他府県の協力も仰ぎ、入院患者七十一人から治療内容や手術等について同意の有無などを聞き取り調査いたしました。そのほか、入院患者百三十九人につきまして診療内容等のレセプトの調査を行いました。さらに、医療従事者五人から診療状況等の聞き取り調査、こういった総合的な調査を実施してきているところでございます。これらの調査から、現時点でわかりましたことは、主なことを申し上げますと、医療従事者への聞き取りから、入院患者に対し、術後、動脈の止血などを看護師にさせていたことや、聞き取り調査を行った生活保護患者の五六%が、手術、検査の際の説明を受けていなかったことなどから、不適切な診療が行われていたと言わざるを得ないこと。二点目としまして、平成二十年度在院患者延べ数では生活保護入院患者が五四%であったこと、また、生活保護入院患者の四一%が病院を転々とし、一年以上にわたって入院していたこと等が判明しました。また、並行してカルテのサンプル調査も行っているところであります。

今後、調査・再発防止委員会におきまして、今回の事案が発生した経緯、原因について総括するとともに、再発防止策として、医療機関に対する検査・指導をどのようにしていくのか。特に今回の事案のように悪意を持っている医療機関に対し、どのような検査・指導が有効か。二点目としまして、医療・福祉・保険を担当する関係機関、県内、県外を含む自治体間における連携、情報の共有化などをどのように強化していくか。三点目としまして、弱い立場にある生活保護患者を支えるために福祉事務所のケースワーク機能の充実をどのように図っていくか等について、検討していただく予定でございます。

○副議長（田尻匠） 浅井農林部長。

◎農林部長（浅井真人） （登壇）四十番小泉議員のご質問にお答えいたします。

農業への企業参入についてでございます。農業への企業参入事例が増えているが、本県の企業参入の現状と企業から見た本県の立地条件はどうか。また、企業参入に対する基本的な考え方と今後の取り組みについてお尋ねでございます。

農業への企業参入は、市町村等を介して農地を借りる、いわゆるリース方式で見ますと、全国で昨年度には六十八社が参入し三百四十九社となっております。増加の傾向にござい

ます。本県の現状でございますが、リース方式に加えて、農業生産法人の設立等による企業参入を合わせて十社の参入を確認しているところでございます。その内訳は、農業に関連の深い食品関連企業が五社と最も多く、その他、不動産、建築設計、シルバー人材センターとなっております。さらに、本年四月に農林部に開設した担い手ワンストップ総合窓口、九社からの相談がございます。

企業参入の見地から見た本県の立地条件ではありますが、他府県に比べると、まとまった農地が少なく、また、大都市近郊であるがゆえに農地の貸借が進まないなど、農地の確保には不利な面がございます。しかしながら、京阪神地域や中京地域などの大消費地へのアクセスにすぐれ、物流面では非常に有利であります。また、気候もおおむね温暖で、国内で栽培されるかなりの作物の生育に適しているなど、有利な立地条件も多いと思料しているところでございます。

本県としては、企業参入への取り組みが、農業の担い手が不足する中、新たな担い手の確保や、近年増加している農業生産法人での雇用、いわゆる雇用就農のニーズへの対応、さらには、耕作放棄地の解消等の農地の有効活用にも資するため、積極的に取り組むべき重要な施策と認識しております。このため、参入希望企業のニーズを把握しながら、企業のための農業参入手引きの作成、農地の貸し手と借り手をマッチングするための担い手バンク登録制度を活用した農地情報の提供、栽培技術等の営農支援、資金などの支援制度の情報提供など、企業の農業参入の推進に向け、取り組みの充実を図っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（田尻匠） 川崎土木部長。

◎土木部長（川崎茂信） （登壇）四十番小泉議員のご質問にお答えしたいと思います。

私には、大和中央道に関しまして数点ご質問いただきました。

まず、四車線道路の見直しはどのような理由で行われたのかについてでございます。

昨年十二月に、国土交通省が平成十七年度に実施した交通量調査に基づき、将来交通量推計の見直しを実施いたしました。この結果を受けまして、本県におきましても、県内の将来道路ネットワークの交通量を推計した結果、平成四十二年時点の将来交通量は、現況に比べまして約二割弱減少すると推計されました。これは、高齢化率が高く、出生率が低いことなどから、本県の将来人口が大幅に減少すると国により推計されているためでございます。このように将来交通量が減少すると推計されることを受け、さらに厳しい財政状況を踏まえまして、既に整備された道路や事業中の道路など既存のネットワークを有効に活用する観点から、未事業化の大和中央道などの広域幹線道路の見直しを実施したところであります。

大和中央道の未事業化区間の場合、その西側を南北に走る枚方大和郡山線などが四車線の幹線道路として整備が進む一方、東側を走る京奈和自動車道の大和北道路がことしの三月に事業化されるなど、昭和四十一年に都市計画決定された当時と比べ周辺の広域的な幹

線道路ネットワークが大きく変化し、広域幹線道路としての役割が小さくなったと考えております。今後は、奈良市及び大和郡山市のまちづくり計画との調整などを行い、二車線以下の生活道路としての必要性があるのかないのかも含め、その取扱いを地元市とともに整理してまいりたいと考えているところでございます。

二点目についてでございますが、城大橋東交差点から主水山の区間について、対面通行とすることについての県の考え方。それから、対面通行する場合、こういった課題が考えられるのか。また、この区間の供用時期についてお尋ねがございました。

まず、一般的に、狭隘な区間を含む生活道路に二車線道路を接続させる場合、通過交通の流入により、狭隘部でのすれ違い困難や歩行者の安全を阻害する可能性が想定されます。このようなことから、ご質問の大和中央道の区間につきましては、平成十年ごろより、通過交通の増加を懸念いたしまして、南行き一方通行の供用形態で地元説明や関係機関との協議を行ってきたという経緯がございます。しかしながら、その後、大和中央道から富雄川沿いの枚方大和郡山線などの四車線道路の整備のめどが立ち、この区間に通過交通が流入する可能性が低くなったと思われることから、二車線の生活道路として、地域に交通障害等が生じない限りは対面通行が望ましいと考えているところであります。対面通行とした場合、地域の方々以外の通過交通が入り込むおそれがあるという課題が考えられますので、できるだけ通過交通が入らないような構造や案内誘導を検討しまして、地元自治会、大和郡山市、関係機関と、その供用の形態について調整を図ってまいりたいと思っております。

供用の時期につきましては、関係機関などとの調整もありまして、不確定な要素もありますが、平成二十二年の早期供用に向け努力してまいりたいと思っております。

以上であります。

○副議長（田尻匠） 森田警察本部長。

◎警察本部長（森田幸典） （登壇）四十番小泉議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、本県における自転車が絡む交通事故の現状と、事故抑止対策についてお尋ねがございました。

本県における自転車が関係する交通事故につきましては、十年前の平成十一年には、人身事故八千七百三十件中一千九十六件で一二・六％であったものが、昨年は、六千八百三十六件のうち一千五十四件を占めており、その割合は一五・四％と、議員お述べのとおり、構成比率において増加しているところであります。本年八月末現在におきましても、人身事故四千六百三十一件のうち、自転車が関係した事故は六百九十八件で一五％を占めており、また、交通事故死者三十四人のうち、自転車乗用中は六人で一八％を占めております。自転車は大変身近な乗り物で、日常生活において幅広く利用される一方で、運転免許を必要としないため、利用者の法規の不知や交通マナーに問題があり、また無防備であるため、一たん交通事故が発生しますと、重大な結果を招くこととなります。

県警察といたしましては、交通安全教室の県下各地での開催、街頭における広報啓発活動を年間を通じて実施しているほか、テレビのスポット放送やFMラジオなども活用して、自転車利用者に対する法規や自転車安全利用五則の周知徹底を図っているところであります。また、地域住民の要望や地域の実情を踏まえて、自転車指導啓発重点地区十四カ所、二十一路線を指定し、二人乗り、無灯火、信号無視といった危険性の高い違反行為に対しては、正しい乗り方の指導や警告を行っております。今後も、自転車のマナーアップに積極的に取り組み、交通事故抑止に努めてまいりたい所存であります。

以上でございます。

○副議長（田尻匠） 四十番小泉米造議員。

◆四十番（小泉米造） それぞれ、知事をはじめ各部長、あるいはまた警察本部長、ありがとうございます。

少しだけ幾つかの問題について、再質問ではないんですけれども、意見を述べてみたいと思います。

きのう、家へ帰りまして、七時過ぎのNHKのテレビを見ていますと、長妻厚生労働大臣がちらっと出ておりました。何が出たのかなと思ったら、厚生年金病院などを存続してくれという地方自治体の方や住民の方々が、今の社会保険病院、厚生年金病院を存続してほしいという要望書を持って、渡されているというのがテレビでだ一っと放映されまして、これは三十日にされたわけで、だから、きのうでございますけれども、そういった活動が全国であちこちでされているわけでございますので、今まで知事も大臣に会っていただいたりしているわけでございますけれども、引き続きやっていただきたいと、こう思います。

どのような形態になるかというのが、ちょっとまだ姿が見えてこないものでございますから、地元にとったら公的という、この言葉だけは泳ぐんですけれども、一体どのような形で公的に残るのかなということがございますので、そこで働く人たち、あるいはまた、地域にいる患者さんが安心できるようなことが国会の中で明らかにされるような要請をしていただきたいと、こう思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

二つ目の山本病院の問題は、これも本来は医者の方の倫理問題であるわけでございますから、医者が本来そのような行為を行わなければ、あの事件はなかったのではないかなと思うんですけれども、しかし、たとえあったとしても、それをチェックできる機能がそれぞれの側で十分でなかったということでございますので、今、知事や、あるいはまた福祉部長が述べていただいたように、調査・再発防止の検討委員会をやっていただいているわけですが、やはりレセプトが出てくれば、それがちょっとおかしいというようなことが十分見抜けるような体制ができないのかなというようなことも思いますし、生活保護受給者が日ごろ生活しているのを、日常ふだんにやっぱり、監視ではないですけども、よく状態を見てあげるというような体制というののもやっぱり必要だと、こう思いますので、これは全国的に注目をされている案件でございますので、以前に、東京にぱっと行きますと、どこから来てるねん、大和郡山市ですもんと言うと、あ、あの山本病院かという話を

東京でもされたわけでございますので、あまりいい評判ではないわけでございますけれども、しかし、そのための再発防止が奈良県の中で非常にいい案ができてきたというようにことで、ひとつ期待をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、企業の農業参入でございますけれども、きのう岩城議員が語るいろんな農業施策について述べられました。実はこの九月十七日に経済協力開発機構ＯＥＣＤ、あるいはまた国連の食糧農業機構ＦＡＯが、二〇〇九年版の農業アウトルック、つまり農業の見通しが発表されました。それによりますと、これから世界の食料生産を、いわゆる二〇三〇年ですからあと二十年先ですが、大体四割ぐらい今の食料の量を増やさなければいけない。二〇五〇年ごろまでには約七割増やさなければいけないと、こういう統計が出ておまして、こうなっていくますと、日本の自給率は四〇％でございますから、全国的に、人口が後進国のところで増えているわけですから、食料がもうまさに足らなくなっていくというのは、もう目に見えていくんです。

こういうふうになっていきますと、やはり日本の農業をどのようにしていわゆる生産量を高めていかなければいけないかと、こういうふうになってきますから、今までは企業参入というのは規制緩和がされて、やっとならで企業参入が出てきたわけでございますけれども、それができなかったという、いわゆる農地法をはじめとしたいろんなもろもろの農家を守るための施策がやはりきっちりされていたために、いろんな改革をしていくための、農業を改革していくための施策がやっぱりできなかったのではないかなと思うわけございまして、やはり農家をやっていこうかなという、将来に対して夢や希望が持てるような農家はどうかあるべきかなというふうになっていきますと、やはり今までのような、何百年続いてきたような中を継続しているような農家制度では、やっぱり難しいのではないかなというふうに私は思っているわけございまして、やっぱり大改革を農業の問題はしていかなければいけない。いわゆる産業革命ではございませぬけれども、農業革命をしていかなければいけない時期に来ているのではないかなと、こう思うわけです。農業で働くことに誇りが持てるような制度はどんなことがあるのかなと。

私は、企業へ行って、例えば朝行くときにはネクタイと背広を着ながらその会社へ行くと、向こうで作業服を着ながら百姓をして、そしてまた、ふろへ入って背広を来て帰ってくると、やはりこういうようなものに農業もなっていかなければ、私はいけなのではないかなと、こう思っているわけでございます。そのためにどうあるべきかということやはり、これは県政で考えるべき問題ではないですけれども、考えていかなければいけない農業問題ではないかなと、そのことによって初めて農業生産が高まっていくのではないかな、あるいはまた、担い手もちゃんといわゆる確保できるのではないかなと、こう思っているわけでございます。そういう点では、私は一つの切り口は企業参入という、いわゆる企業が積極的に農業に参入するということによって、そこの農業をする、したいという人たちがもっと増えてくるのではないかなと、こう思うわけでございます。ぜひとも、企業

参入についてはこれは積極的にやっていただきたいなと、こう思っている次第でございます。

あと、大和中央道の問題もございますけども、あと時間がないわけでございますが、中央道の問題も、四車線でございますので、対面通行しながら、あと残された二車線は有効活用をしていただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（田尻匠） 次に、二番井岡正徳議員に発言を許します。――二番井岡正徳議員。（拍手）

◆二番（井岡正徳） （登壇）議長のお許しを得て、通告に従い一般質問を行います。

先日の総選挙においては、政権を目指してマニフェストを掲げた二大陣営が対峙し、その結果として明らかな議席の変動により、日本の政党政治史上初めての本格的な政権交代をもたらしたことは、個人本位の選挙から政党本位の選挙へと移ったのではないのでしょうか。これは、政党が掲げるマニフェストにより、政権選択を有権者が選ぶ形の選挙の始まりであります。八〇年代や九〇年代までは、政治家や政党が今まで行ってきた実績や業績を評価し、選挙後においても、有権者個人や社会及び国として幸せになれるほうの政治家や政党を選ぶ選挙であったのではないのでしょうか。しかし、マニフェスト選挙になってからは、公約の選択により、有権者個人が有利になるほうの政党を選ぶ選挙になったように思います。したがって、マニフェストによって、有権者と候補者の仕組みが変わったのではないかと感じます。今後は、マニフェストのプラン計画、どう実施・実行、チェック点検・評価、アクト処置・改善、これらと、ちゃんと計画に沿っているかどうかを確認することと、これらPDCAサイクルのすべてを見て、政治家や政党を選ぶ選挙になるだろうと思います。

さて、近年の国政の選挙においては、小泉旋風以来、大衆迎合的なスローガンを掲げて、既存の組織を利用せずに大衆運動の形をとりながら、マスコミを通じた大かがりな選挙キャンペーンが打たれて、小選挙区の制度をうまく使った選挙、いわゆるポピュリズム選挙が主流になりつつあります。そして、一たび政権につくと、ポピュリストはいわゆる既得権益への攻撃を行うことで、国民の賛同やマスコミなどを利用して政権を守る手法をとります。今回の総選挙は、政治家個人のポピュリズム選挙ではなく、いわゆる政党のマニフェストによるポピュリズム選挙であったのではないかと思います。しかし、投票した有権者もすべてのマニフェストを容認したのではないと、世論調査にもあらわれています。アメリカのように大統領選や中間選挙で、国民の一大関心事、例えばイラクにおける軍事行動の争点を選択する選挙ならともかく、先日の総選挙において各政党が示されたマニフェストは総花的な内容で、これらの中に書いてあるものはすべて実行するというほうが無理が生じると思いますこれからは、国民の目線で、マニフェストの遂行にも寛容になっていただきたいと願う次第であります。

一方、今回の結果は、マニフェストの比較だけで判断したのではなく、与党の政権実績評価と野党の政権担当能力を比較して有権者が判断したことでもあり、この面でも明らかに政党本位の選挙に変わりつつあるということです。我々も、このような有権者の投票行動を分析し、今回の総選挙結果を真摯に受けとめ、有権者の声を吸い上げるようなシステムを構築し、党の再生に向かっていかなければならないと思う次第であります。

さて、本題の都道府県知事のローカルマニフェストによる行政運営について移らせていただきます。

ローカルマニフェストは、福井県知事や佐賀県知事のように、自治省や総務省の官僚で副知事、総務部長経験者でもともと地方自治に詳しい知事候補や、数年前から知事選出馬のためにローカルマニフェスト型行政を前提として、シンクタンクや学者とマニフェストを作成し、そのローカルマニフェストによって選挙戦に臨むように用意周到に準備しておられた宮崎県知事もおられます。私は、ローカルマニフェストを作成するために、最低限、現状把握と数値目標の設定をするためには、その前提となる必要な統計が必要であると思います。しかし、それらのサンプルが少な過ぎて統計資料として使えないことや、情報公開が進んでおらず、現状の課題が抽出できないことなど、必ずしもすべての候補者が完璧なほどにローカルマニフェストをつくることはできないと思います。

さて、我が奈良県に目を向けますと、奈良県の荒井知事は、平成十九年四月の知事選挙でマニフェスト奈良「新・都」構想を掲げて当選されました。そのマニフェストは、経済発展五項目、観光客誘致五項目、カルティエNARA構想四項目、交通網の整備四項目、健康長寿と福祉の向上四項目、学力文化の強化四項目、農業の発展・林業の再興四項目、県民サービスの向上四項目と、八つの大きな政策提言が記載されています。また、数値目標も、四年間で県内総生産四・二兆円、県内雇用四万人増加、県内消費四千億円増加、企業誘致百件、宿泊客の目標を六百万人台、農業生産額六百億円を目指す、大枠な六項目を示されております。

そして、当選され知事に就任されたのは、平成十九年五月と新年度に入っておりました。そのため、マニフェストに書かれたことを含め、すぐにも対応しなければならない施策を推進するため、やまと二十一世紀ビジョン実施計画にはこだわらず、六月議会以降、矢継ぎ早に補正予算を編成し、必要な事業を実施されたのであらうと思っています。二年目以降は、平成二十年には和銅元年の発願、平成二十一年には奈良の未来を創るなどの単年度の行財政運営計画を打ち出されており、実際に現場に入られてからの方向性を示す指針は、素早く打ち出され、幾つかの緊急な課題について取り組まれておることには、評価をする次第であります。また、これらの施策を実現するため、県政諸課題の点検を行いながら、県民のニーズを施策の実現に努めていくためのマネジメントサイクルの取り組みもされております。

荒井知事がとられたこの手法は、佐賀県の古川知事と同じで、あえて総合計画の改定は行わず、部局長で構成する政策検討会議に諮って、マニフェストで掲げた項目を重点実施

項目として決定することで県の施策とした方法です。この佐賀県では、総合計画が策定されて二年しかたっておらず、改めてその改定作業を行うと、出戻り感は否めなかったし、それよりも一日でも早くマニフェストを県の政策に位置づけたかったという事情も理由であったと聞いております。しかし、奈良県の未来を託す子どもたちのことを考えるとき、この県をどのように導くのか、長期的な観点からまちづくりの思想が必要であると思います。また、現代のような目まぐるしく社会が変動する時代においては、医療、観光をはじめ、暮らし、学び、経済の活性化、そして農林業や土木などの事業について、長期の課題を抽出し、そのねらいを定めていかなければならない時期ではないでしょうか。そのためにも、奈良県に最上位の中長期の行政計画が必要ではないかと思っております。

さて、ローカルマニフェストというのは、首長の任期中に重点的に取り組むべき政策を示し、選挙において住民から信任を受けているという点で、一定の民主主義根拠を有すると認識しております。しかし、国の議院内閣制とは違い二代表制である地方自治においては、マニフェストを全部正しいこととして行政を進めていこうとすることについては、若干疑問に思う次第であります。首長が示したローカルマニフェストの中でも、住民が好まない政策・施策があるのではないかと思います。したがって、有権者はすべての政策・施策に対し、同意をしているわけではないと考えます。そのためには、県民や二代表で有権者から選ばれた議会にも、首長の任期途中でその主要な政策を変更や中止することができる仕組みも今後は必要であると考えております。また、ローカルマニフェストによる行政施策実施後に対する評価の仕組みも、県民の意見とともに議会の中にも必要ではないかと考えております。

さて、ここから質問に入りますが、マニフェストは、政治主導で政策とその目標の優先順位をつけるものであることから、マニフェストの登場によって総合計画から優先順位的を絞り、実現への行程を示した戦略計画への変化が促進されるのではないかと思います。それに伴って、予算編成や評価手法及びその活用について変化が見られるのではないかと考えます。多くの都道府県で、行政は中長期の総合計画のもとで進行しており、行財政改革はそれぞれの自治体の総合計画の作成や経緯と無関係ではないと思います。例えば、総合計画を棚上げしている知事もおられれば、総合計画に組み入れられている知事もおられ、以前の総合計画を廃止し新たに一年かけて企画を練られ、十一年の総合計画を策定し、再選後の知事の任期に合わせて、選挙がある四年ごとに見直しをする知事もおられます。また、最近の計画行政運営による手法として、マニフェスト型行政が多くの自治体で行われています。これは、第一にマニフェストの提示、第二にマニフェストに沿った総合計画策定及び見直し、第三にマニフェストの工程表の策定、第四にマニフェストに沿った予算編成、第五にマニフェストの評価、六番目に評価に基づく予算・組織・人事の改善という流れであります。

さて、これから質問に入りますが、次の五項目について知事の所見をお尋ねしたいと思います。

その中でまず初めに、県政運営上基本的なことで、知事の公約であるマニフェストの政策提言を、県の中長期計画などに組み入れる必要があると思いますが、このマニフェストに沿った県の中長期計画の組み入れあるいは策定及び見直しについてどうされているのか、また、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

二番目の質問ですが、本県においてもマニフェストを行政施策に具体化し、政策を補完して行政の政策にする過程を経る必要があると思います。したがって、部局と知事とで政策合意することとか、幹部職員と徹底討論するような、コミットメントの確保と、そして行政運営システムへの組み込みはどのようにされているのか、お尋ねします。

三番目に、マニフェストが行政内部で正当化され政策となると、その実現のための事業を企画立案、予算化し実行する必要がありますが、本県ではどのようにされているのか、お尋ねします。

四番目に、マニフェストの提示からの流れの中で、一番重要視されている行政評価についてですが、多くの自治体の行政評価方式が事務事業方式であるのに対し、静岡県のように県の総合計画の施策体系に業務棚卸表を結びつけることで、施策体系の整備に重きを置いた行政評価システムを構築されているところもあります。また、岩手県のように、総合計画の進捗状況を評価する政策評価システムの中に、第三者で構成する知事の附属機関としての政策評価委員会を設置し、事務事業評価や公共事業評価、そして事業規模が五十億円以上の公共工事を評価する大規模事業評価により、おのおのの三つの評価専門委員会が事前評価・再評価・事後評価をされ、本当に必要であるか精査し、その経緯と結果を公開して事業評価の公平さを保たれておられます。

さて、奈良県の行政評価についての質問ですが、本県の現状はどうであるのか、今後どのようにしたらいいのか、お尋ねします。

五番目に、これらを実施するために評価に基づく予算・組織・人事の改善が必要であると思います。他府県では政策企画会議や政策評価・推進会議を導入したり、政策推進監や政策企画監という理事級のポストを新設し、政策の具体化のためのマネジメントシステムとして確立されておられます。今後、知事の政策実現に向けて、行政運営の仕組みがより効率的に機能する、組織的なトータル・マネジメント・システムが必要であると痛感しておりますが、今後どのような考えを持たれておるのか、お尋ねします。

次に、県政への積極的な統計の利活用についてお尋ねします。

先ほどの質問の中で、ローカルマニフェストをつくるに当たり、現状把握と数値目標の設定をするためには、その前提となる統計が必要であると述べましたが、県政においてはどのように統計を利活用されているのか、現状をお聞きしたいと思います。

一つ例にとらせていただきますと、東京都の三鷹市では、市長が行政に果たす統計の役割を重要視し、率先して行政に活用しておられます。注目すべきは、現行の基本構想・第三次基本計画の策定に関して、三鷹を考える論点データ集の発行であります。このデータ集は、近隣市との比較データに重きを置きながら、市の行政の取り組みで進んでいるとこ

ろとおくれているところをディスクローズする試みであります。また、みたか市民プラン二十一会議は、構想・計画の基礎となる市民プランを作成されましたが、その過程で会議のメンバーはこの論点データ集を携えて議論したと伝えられています。三鷹市ではあわせて、市の経済の長期予想を計量経済モデルで行っています。これはユニークな統計活動の一つであると思います。このように、自治体が政策立案をするためには、自治体が抱える課題やその置かれている社会経済状況などの現状分析が必要であり、そのためには統計の積極的な利活用が重要です。統計によって裏打ちされた政策形成は、より妥当性と説得性を持ち得るものであると言えます。また、どの自治体においても、多かれ少なかれ苦労して既存のさまざまな統計を収集し、利活用していますが、統計自体の問題として、サービス業関係や観光産業についての統計が不十分なことなど、統計の不足が不満の対象となっています。

そこで、奈良県においては、政策形成を進める上で統計をどのように利活用されているのか、また、統計の利活用について問題点はあるのか、知事にお尋ねします。

次に、特に来年は平城遷都一三〇〇年祭が行われる年であり、経済波及効果をはじめ必要な統計を入手するチャンスでもあります。平城遷都一三〇〇年祭の経済波及効果について予測調査は行われておりますが、平城遷都一三〇〇年祭の実施後、どのような方法で実績を把握されようとしているのか、平城遷都一三〇〇年記念事業推進局長にお尋ねします。

また、先日知事は、平城遷都一三〇〇年祭後も引き続き残すイベントや施設についての計画素案を年内をめどにつくる方針を明らかにされました。今後の奈良の観光を考えるに当たり、平城遷都一三〇〇年祭の経済波及効果についての予測と結果資料を含め、観光関係の統計資料をどのように役立てていかれるのか、文化観光局長にお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（田尻匠） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）二番井岡議員の質問にお答え申し上げます。

まず、ローカルマニフェストによる行政運営についてでございます。ローカルマニフェストによる行政運営について大変な見識をお示しになり、大変参考になりました。

さて、知事選挙時に提示いたしましたマニフェスト、奈良「新・都」構想は、新たな奈良の時代をつくりたいという思いで、その当時の私の政治家としての考えをあらわしたものでございます。このマニフェストは、前例となる県政の統計を十分把握した上で策定したものでなく、必ずしも完璧なものとはなっていないと思いますが、県政を担おうとする者にとって実現したい政策を心を込めてつくったものであり、マニフェストの形でお示しすることは県民の方々と県政の方向についての認識を共有する上で有効なものだと考えております。知事の任期が一期で四年間という限られた期間であることを考えますと、知事当選後、新たに中長期計画か総合計画をつくってから実行するというよりは、日々の行政を実行する中で個別の政策課題に対応した具体的な目標をつくりながら、目標の集積を計画として体系化を図っていくことが望ましいと考えてきました。また、周産期医療のよ

うに就任後急に事故の形で出現した、即時に対応を迫られた深刻な課題もございました。このような事情、また考え方にに基づき、毎年度、その時点での県政を取り巻く状況と重点的に取り組む分野と方向性を明らかにしました行財政運営の基本方針を予算編成前にお示しし、議会はじめ県民の皆様には方向感覚のチェックをしていただくことが必要と考えてきました。

この基本方針につきましては、夏から秋の時期に、知事と幹部職員の間で幾度にもわたる熱心な政策検討会議を開催し、部局横断的に設定したテーマごとに、統計データに基づき現状と課題を分析し、課題解決に向けた戦略を策定してきています。このような全庁横断的な議論は、縦割り組織のもとで硬直的な思考に陥りがちな県職員と私の頭を弾力的にし、県政の課題にチャレンジingな姿勢で取り組むことに役立っていると思います。この作業は、議員お述べの、組織のコミットメントの確保、あるいは組織構成員の合意、責任、関与の確保の一助にもなっていると思っています。

次に、厳しい財政状況の中、県としてどの施策・事業を優先すべきかを判断していく過程、すなわち、県の事業の企画立案・予算化・執行の過程ですが、この基本方針に沿って、県財政担当も加わり、国の予算編成の動向も勘案しながら、県がオリジナルに考え、国の施策を活用するという姿勢で、事業の企画立案、予算編成、組織の見直しの原案を編成しています。その結果については予算案決定時に取りまとめ、今年度分は行財政運営プラン二〇〇九として公表いたしました。

さらに、行政評価の面でございますが、県民ニーズを踏まえた施策を効果的に実施するためには、おっしゃるとおり、最も重要な過程と考えます。奈良県の行政運営はPDCAの考え方で実践しようとしています。さきに述べたように、予算編成前には基本方針を、予算案決定時には行財政運営プランを、プラン、Pとして公表しています。それを実践、実施、ドウに当たる過程ですが、それを行い、その結果について評価、チェックをする、決算審査時にわかりやすく公表することにしています。また、評価により明確にされた各課題の今後の方向性、A、アクションについても、重点課題に関する評価の形でお示しをしています。このようにPDCAをドキュメントの形でお示しする形をとってきております。評価、チェックの内容は、単に個別の事務事業の効果を測定し、改善、見直しをする事務事業評価ではなく、行財政運営プランで示した政策体系に基づき、各目標の進捗状況や事業実施による施策の成果、効果について、できるだけ客観的に評価しようとしています。このようなPDCAのサイクル思考の行政運営は、まだ始めて二年目のため、その意義についての意識づけ、あるいは時系列的な分析など不十分、あるいは慣れない面もありますが、今後ともこのようなサイクルを繰り返し続けていくことにより、県勢発展に向けた必要な施策の実現を段階的、効果的に、また方向を間違えずに図っていけると考えています。

最後に、政策をより効率的に推進するための組織、人事の改善についてですが、これまでも政策課題に応じた組織改正を行ってきました。例えば目標を明確にした組織の新設で

すが、例えばくらし創造部景観・環境局、まちづくり推進局の設置、また地域デザイン推進課、奈良の魅力創造課、協働推進課、マーケティング課などの設置を行ってまいりました。また、各部局に総務室を設置し、知事公室内に政策調整課、行政経営課、統計課を集約し、政策立案と調整機能の強化を図ってまいりました。組織の改善、整備は常に検討課題とすべきものだと考えていますが、以上述べてきたようなことは、私なりのトータル・マネジメント・システムと思っています。まだ不十分なところも大いにあると思いますが、引き続き勉強をしていきたいと思っています。

次に、統計の利活用についてのご質問がございました。

私は、知事就任当初から、政策課題を明らかにし解決に向けて取り組む基礎資料として積極的に統計を利用し、実態の把握と分析に根差した、統計に立脚した県政の推進が極めて重要と考え、その実践に努めてきました。新しい行政運営の公共政策の考え方、NPMという考え方がございますが、ニュー・パブリック・マネジメントと呼ばれているものですが、その中でも証拠に基づく政策立案、エビデンス・ベースド・ポリシーという言葉がございますが、そのようなことにも共感をしてまいりました。本県では課題解決に向けた方向性やそのための戦略を議論するために、先ほど申し上げましたように、夏期討論や政策検討会議を実施していますが、その場においても、まず現状を把握することがすべての始まりと考え、各種の客観的な統計データやアンケートによる県民ニーズ等の実態を議論の第一の基礎にしようとしています。特に、他府県との比較や時系列の分析により、本県の強み、弱みなどを明らかにすることなど、必要なテクニックを開発、行使することが課題の客観的な把握には必要不可欠なものと考えてまいりました。このように、統計データを利用した本県固有の実態に関する議論から、本県の真の政策課題を明確にすることは、県政をオリジナルに考えるということにつながっていると思っています。

ただ、国の統計は全国一律に行われるため、県の社会経済情勢や県民ニーズを的確に把握するには不十分な面がございます。このため、県では、県独自の統計の活用や独自のミクロの分析も必要でございます。本県の推計人口や景気動向指数など独自資料の作成、また、昨年度から実施しております県民アンケート調査などにより、県民ニーズの実態把握、また、今年度から開始いたしました、県民の暮らし向きや家族の実態を把握する奈良県民の暮らしに関する調査など、ミクロの詳細な調査により、各部局において県独自の調査を実施することにより、県の実態について本当の姿の解明に努めているところでございます。今後とも積極的に統計等を活用し、県民ニーズ等の的確な実態把握に基づき、政策課題の解決に努めていきたいと考えております。

私に対する質問は以上でございました。ありがとうございました。

○副議長（田尻匠） 一柳文化観光局長兼平城遷都一三〇〇年記念事業推進局長。

◎文化観光局長兼平城遷都一三〇〇年記念事業推進局長（一柳茂） （登壇）二番井岡議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、統計の利活用につきまして、一つ目は、平城遷都一三〇〇年祭の経済波及効果につきまして、平城遷都一三〇〇年祭の実施後、どのような方法で実績を把握しようとしているのかというご質問でございます。

平城遷都一三〇〇年祭の開催による経済波及効果につきましては、協会等の事業費や参集規模、さらには来場者消費支出の推計値をもとに、産業連関表を用いて南都経済センターに予測いただき、昨年十月に結果を公表したところでございます。その結果、県内経済波及効果として約七百五十億円、県内雇用創出として約六千五百人の数字が出ております。この予測数値につきましては、平城遷都一三〇〇年祭の実施後、実際の程度の経済効果があったのかを算定・検証する必要があると認識しておりまして、現在その準備を進めているところでございます。具体的な算定方法といたしましては、参集者規模、協会等の事業費などの実績値に加え、平城宮跡事業、県内各地事業、関連広域事業の各事業への参集者に対するアンケート調査等を実施して、交通・宿泊費、飲食費など来場者消費支出を把握の上、南都経済センターなどの専門機関に依頼し、産業連関表により経済波及効果等を算定し、予測と比較した上で検証していきたいと考えております。

二つ目ですが、統計の利活用につきまして、今後の奈良の観光を考えるに当たり、平城遷都一三〇〇年祭の経済波及効果等で得られた資料も含め、観光関係の統計資料について、どのように役立てるのかということでございます。

観光統計は、各種観光施策やプロジェクトの企画立案及びその成果の検証に不可欠なものと考えておりまして、施策を実施する上でその基盤となるものと認識しております。県におきましては毎年、観光客数や宿泊者数を把握するための観光客動態調査や、観光客の発地状況、旅行形態、利用交通手段などを調査する観光統計調査などを実施しております。しかしながら、本県の観光振興を図るためには、その充実が喫緊の課題であることから、今後、統計調査の種類や内容について見直しを図っていく予定でございます。例えば宿泊統計につきましては、本年より調査対象施設を拡大するなど、より詳細な調査に着手しており、調査結果の公表時期も年一回から年四回に増やす予定でございます。また、観光庁におきまして、観光入り込み客統計についてその調査手法を統一するための取り組みに着手されており、本県はそのモデル県に選定されているところでございます。これらの観光統計の活用につきましては、先ほどご説明した平城遷都一三〇〇年祭の経済波及効果の算定結果も含め、十分に分析した上で、今後の観光動向や観光客のニーズ等を把握し、二〇一〇年以降の観光振興策に役立ててまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（田尻匠） 二番井岡正徳議員。

◆二番（井岡正徳） それでは、マニフェスト全般についての意見を述べさせていただきます。

国政のマニフェストと地方のローカルマニフェストとは違うというのは、やはり二元代表で知事がマニフェストを掲げて政策をしていく中で、もう一方の議会のほうも政策とす

り合わせなければ、なかなか実現ができないということで、ローカルマニフェストというのはまだまだこれ、二〇〇七年からの公職選挙法で改正され、告示後のビラ形式については配布することができるとなっております。これからまだまだ政党が出す広報紙を除いてローカルマニフェストについては、告示前にマニフェストを、そうした政策ビラのようなものを配布するのはなかなか最近あちこちで見られますけども、政党色のない無所属の首長選挙においては、告示前から政策を訴える手法は少ないといったことが今後の問題であろうと思います。

それで、組織のあり方、そして政策調整課を中心とした四部局を、これは去年四月から移されたことに関しては、他県でもなかなか先進県でありまして、特に統計課を総務部から知事公室のほうに持ってこられたというのは、大変進んでいるということで評価させていただいている次第でございます。

一点ですけども、ちょっとご感想あれば聞かせていただきたいんですけども、知事は統計の必要さを常々言われております。その中で、県職員の統計を見る能力が高まったと聞いております。その辺、もし、現状がどうであるのか、一応お返事をいただきたいなと思っております。

○副議長（田尻匠） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 統計重視の中で、職員の統計を見る能力ということですが、大変私自身が感嘆するほど、能力が伸びているというふうに思っています。今まで能力を隠していたのと違うかというふうにちょっと言ったりしております。まだまだ隠されている能力がたくさんある組織かというふうに思っています。私自身の能力よりも、その能力を発現するように刺激する、先ほどおっしゃった、職員との真摯な議論、対話というのは大変重要かと思い、もう能力を隠すなど、隠しているうちに忘れてしまうぞというようなことを言って、お互いに啓発し合っております。

○副議長（田尻匠） 二番井岡正徳議員。

◆二番（井岡正徳） 大変ありがとうございました。これからも奈良県の独自のマネジメントシステムをさらに構築していただきたいとお願いをして、質問を終わります。

○副議長（田尻匠） しばらく休憩します。

△午後二時二十六分休憩

△午後二時四十三分再開

○議長（安井宏一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、三十一番今井光子議員に発言を許します。――三十一番今井光子議員。（拍手）

◆三十一番（今井光子） （登壇）議長のお許しをいただきまして、一般質問に入ります。今議会最後の一般質問になります。最後までよろしくお願いをいたします。

国民の願いが政治を動かす新たな歴史が始まりました。日本共産党は建設的野党として、県議会においても引き続き県民の切実な要求実現に頑張る決意を申し上げて、質問に入ります。

官製ワーキングプアについて、知事に質問いたします。

公務労働の職場でワーキングプアが広がっています。県でも行財政改革が行われ、平成十年から平成二十一年の十一年間に七百三十九人の職員定数が減少し、平成二十一年度の病院を除く知事部局の職員定数は四千三百四十二人となっています。また、平成十八年から指定管理者制度が導入され、十六の施設が指定管理者により運営されています。平成十九年に県立医科大学の独立行政法人化が行われました。結果的にはリストラです。人が減って業務が減ったわけではなく、非正規雇用が増大し、業務委託が進み、ワーキングプアが増え、自治体の福祉施策の対象者を増やすことにもなっています。自治体の非正規雇用は四割にもなっており、賃金は三分の一以下、しかも女性が多く、女性の四割以上がワーキングプア状態です。OECDの二〇〇九年の雇用見通しでは、日本の貧困層の八〇%以上をワーキングプアが占め、OECD加盟国の平均六三%を大きく上回っていると深刻さを指摘しています。さらに国連の女性差別撤廃委員会の総括所見では、フルタイム労働者の間で時間当たり三二・二%という非常に大きな男女の賃金格差があること、パートタイム労働者の間ではさらに大きな男女賃金格差があること、有期雇用及びパートタイム労働に女性が大多数を占めていることや、同一労働同一賃金を原則とする条項が労働基準法に定められていない点を改善するようにと勧告をしています。

千葉県野田市議会では九月二十九日、全国初の公契約条例が可決されました。これは、市発注の公共事業や業務委託にかかわる労働者の賃金水準を確保することを定めた条例です。市長の提案理由として、提供されるサービスや財に対する品質の確保が問題となり、さらに低入札価格の結果、業務に従事する労働者や下請業者にしわ寄せがなされ、賃金の低下を招くおそれがありますと述べ、具体的には、予定価格一億円以上の公共工事と、一千万円以上の業務委託契約の双方を対象に、下請や孫請で働く労働者、派遣労働者に対し、市長が定める最低額以上の賃金を払わなくてはならないとしています。さらに下請業者が違反した場合には、受注者が下請業者らと連帯して支払う義務を明記し、労働者から申告があれば、市が調査し是正命令ができ、違反を是正しない場合には契約を解除して業者名を公表するとしています。

奈良県議会では二〇〇四年六月議会で、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書が、また二〇〇九年三月には、公契約に関する基本法の制定を求める意見書が決議されています。官製ワーキングプアをなくすことは、安定した雇用、税収の増加、消費の拡大など、内需拡大による景気回復につながります。県としても、公契約条例を制定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

新型インフルエンザ対策について質問します。

この秋に大流行が予測されている新型インフルエンザについて、県民の間に不安が広がっています。感染拡大を防ぎ重症化による健康被害を最小限に抑えることは、社会全体からも要請されています。県下でも学級閉鎖や学校閉鎖、保育所、学童保育所の閉鎖が起きており、県民生活へ影響が出ています。特に医療や介護など女性の多い職場では、保育所では見てもらえない、仕事を休むことはできないと、大変です。一律の閉鎖だけではなく、自宅に対応できない子どもたちへの支援も求められています。県下の保育所や学童保育所における対応はどのようになっているのか、こども家庭局長に伺います。

政府は医療従事者、妊婦、基礎疾患をお持ちの方、子どもや高齢者などを優先してワクチン接種を行う方向ですが、その費用は自己負担ということで、二回接種で六千円から八千円のお金がかかり、その負担ができない人は接種できません。今、県下の医療機関の窓口ではワクチンの接種ができるのかの問い合わせが増えています。いまだに具体的な指示がないために、対応に苦慮されています。

新型インフルエンザのワクチンの接種は、だれがどこで受けられるのか、また、ワクチンの接種は補助を行い窓口無料で受けやすくするべきだと考えますが、いかがでしょうか。重症化した場合に入院ベッドの確保、人工呼吸器の設置、待合室での院内感染防止の間仕切りの設置など、県内の対策はどのように進んでいるのか、伺います。また、公共交通の車内で、感染予防対策として、うがいや手洗いなどの車内アナウンスを呼びかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。健康安全局長に伺います。

奈良県では、国民健康保険の資格証明書の発行が平成二十一年四月三十日現在一千二百七十七世帯、被保険者証が手元に届かず保険者保管されているのが八千七百十三世帯となっています。橿原市では今般、インフルエンザの流行を考慮して、保管していた短期被保険者証を被保険者に送付をいたしました。インフルエンザの拡大や重症化を防ぐためにも、すべての被保険者の手元に保険証が届くようにすべきと考えますが、いかがでしょうか。福祉部長に伺います。

次に、ごみ処理広域化計画について、景観・環境局長に伺います。

県内のごみ処理施設は、平成十八年度末で二十七施設が稼働しております。私の地元北葛城郡では、広陵町では平成十九年にごみ燃料化RDF施設が地元と十五年間の契約でスタートいたしました。次をどうしていくのか、今から検討が必要になっていきます。また、王寺町は香芝市と合同でごみ処理を行っていますが、施設が建設されたのは昭和五十七年、上牧町は昭和四十六年と最も古く、河合町は昭和五十二年建設で、それぞれダイオキシン対策の当時改修は行ってきましたが、いずれも老朽化が進んでいます。河合町、上牧町は二町合同で処理施設を建設する予定でしたが、財政難などもあり、その方向を断念したと聞いております。御所市でも、ダイオキシンが基準値の五倍の数値を示した問題で、二カ月間操業ストップ状態でした。県内のごみ焼却施設全体を見たとき、昭和四十六年の上牧町が最も古く、昭和五十年代は、河合町、王寺町、香芝市、天理市、斑鳩町の順にな

っています。人口減少化、分別とリサイクル、ごみ処理技術の発展、地球温暖化対策を加味して、今後のあり方を検討する必要があります。

奈良県は二〇〇八年度までの十年間の計画として、県内を六つのブロックに分け、それぞれに大型施設を建設するというごみ処理広域化計画を策定していましたが、この成果と問題点、今後これにかわる計画について、県はどのように考えているのか、お聞かせください。

地域福祉支援計画について、福祉部長に伺います。

住み慣れた地域で安心して暮らしたいとだれもが願っています。今、地域が崩壊し、奈良県では限界集落が増え続け、人口が減り学校や保育所がなくなり、高齢化が進み、ひとり暮らし、虐待、認知症を抱えた高齢者、格差と貧困の広がりなど、地域の問題が山積しています。地域包括支援センターの人の話では、ヘルパーさんが訪問してもドアがあかないなどの情報があり、中で孤独死をしている人、民生委員さんからの依頼で訪問すると、家じゅうほこりで真っ白な中、ごみの山の中で暮らしているお年寄り、それがこれまでコミュニティがあると思われていた古い町なかの商店街の一角で起こっています。大阪のベッドタウンとしてつくられていったニュータウンは既に三十年以上が経過して、大きな家の中でだれとも交流せず、うつ状態で暮らしている高齢者など、地域に問題が集積しています。

地域福祉計画は、住民が身近な地域で安心して暮らせるように保健・医療・福祉のネットワークを整備、総合化して地域社会の形成を図る総合的な計画です。地域福祉計画は市町村が策定するものですが、義務規定はありません。そして、県は地域福祉支援計画をつくり、市町村を支援することが求められています。ことし六月十九日、香芝市議会では奈良県に対して、奈良県において早急に地域福祉支援計画の策定を行うことを求める意見書を決議しました。地域福祉支援計画については、平成二十年度末現在で全国四十七都道府県で三十七団体が計画の策定を終了、策定予定が一団体、全く策定未定は奈良県を含めて九団体になっています。また、都道府県別各市町村における地域福祉計画の未策定率は、奈良県が一七・九%と全国ワースト五という不名誉な結果です。香芝市は高齢化率が一六・五五%と県下で最も低い自治体ですが、ここでも急激な高齢化に危機を感じています。県内を見れば、川上村の高齢化率四五%を筆頭に、待ったなしの状態です。

県として早急に地域福祉支援計画を策定し、県民が住み慣れた場所で安心して暮らせるように市町村での地域福祉計画の策定を応援すべきと考えますが、いかがでしょうか。

天理王寺線について、土木部長に伺います。

九月二十五日、河合町の役場におきまして、都市計画道路天理王寺線の都市計画決定の変更における地元説明会が開かれました。最後の説明会と言われましたが、長楽の地域を二つを分断するルートについての説明で、賛否さまざまな意見が出されました。また、住民から説明を求められて、調査をして改めて回答するという課題も残されております。こ

のままで終わりということでは問題が大きいのではないかと思います。県としても課題を整理して、再度住民説明会を開くべきと考えますが、いかがでしょうか。

民主党政権のマニフェストの中には、いいことも悪いこともあります。日米ＦＴＡの促進、比例定数の削減、憲法九条改正や消費税増税の志向など財界主導で持ち込まれたものです。

選挙制度について、知事に質問します。

第四十五回衆議院議員総選挙の結果、民主党が三百八議席と衆議院議席の六四％を獲得し、鳩山新政権が誕生しました。民主党はマニフェストの中で、政権交代しやすい選挙制度にする。衆議院の比例定数は八十議席削減するとしています。また、自民党も五十議席削減するとしています。今回の選挙は小選挙区比例代表並立制で、小選挙区三百議席、比例代表区百八十議席のもとで行われました。

今回の選挙結果について、法政大学の五十嵐仁教授は、自身のブログで次のように述べています。すべてが比例代表で議席が決まるとしたら、各党の議席は、自民が百二十八、公明が五十五、民主が二百四、社民が二十、国民新党が八、日本新党が三、共産党三十四、みんなの党二十、諸派無所属が七の割合で議席配分が行われることになります。比例代表区が示している民意は、民主党中心の多党制であり、一党優位政党制でも二大政党制でもありません。小選挙区制は政権交代を実現するための制度だったという意見もありますが、旧与党の自民党、公明党合わせて百八十三議席ですから、与党は過半数を失います。つまり、小選挙区制でなくても、比例代表制であっても政権交代は実現をしていました。ただし、新与党は二百三十二議席で過半数に九議席不足になり、少数政党がキャスティングボートを握ると述べております。

小選挙区制では、議席に結びつかない死票を大量に生み出すために、自分の一票を生かしたいという有権者の心理をとらえて、ますます大政党に有利に働くことになります。今回の選挙でいわゆる死票は、奈良県一区で三九・三％、二区で五三・五％、三区で四五・三％、四区で五〇・三％、全県では四七・二％、三十八万一千四百二十一票となりました。これ以上の比例定数削減は、ますます民意の切り捨てにつながります。

一九九四年、細川内閣の時代に、小選挙区比例代表並立制は政党助成金制度の導入とあわせて実施されました。政党助成金制度が導入されて十五年がたち、この間、各党が受け取った金額は、自民党が二千二百七十八億円、民主党が千百九十億円、公明党が三百五十二億円、社民党が三百十五億円になります。共産党は一切受け取っておりません。この制度は、企業・団体献金をなくすかわりなどという口実で設けられたものですが、この約束はほごにされ続け、今や企業・団体献金も政党助成金ものありさまです。民主党の収入の八割、自民党の収入の六割が政党助成金で賄われています。三百二十億円の政党助成金は、国会議員の給与、秘書の給与、交通費を含めて四百四十六人分に相当します。官から民へというのであれば、政党助成金は廃止をして政党運営は自力で行うべきです。

無駄を理由に比例定数を削減することは、民意を切り捨て民主主義の土台を壊すことにつながると考えますが、いかがでしょうか、知事の考えを伺います。

最後に、中小企業高度化資金について、商工労働部長に質問します。

住民がヤマトハイミールと奈良県に対して起こした裁判も、十月八日十時から大阪高裁で結審の予定です。争点は前知事の個人責任を問うかどうかになると思われます。平成元年、平成二年に中小企業高度化資金を二十億円貸し付けたにもかかわらず、前知事の時代には、議会で取り上げるまでほとんど請求もしていませんでした。最終的には破産して、ヤマトハイミール土地と建物、機械が競売にかけられ、連帯保証人からの一部返済が行われましたが、現時点で幾らの返済が行われたのか、また、破産管財人の調査の結果はどのようなものであったか、伺います。

以上、壇上からの質問は終わりますが、答弁によりましては自席から質問させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（安井宏一） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しまして、二問のご質問がございました。

第一問目は、官製ワーキングプアと名づけられた問題でございます。県が発注する公共事業について、労働者の賃金水準を確保することを定めた公契約条例を制定すべきかどうかについての所見ということだと認識いたしております。

労働者の賃金水準を確保するためには、最低賃金が適正に守られているかどうかことが重要なことだと考えます。公契約における賃金水準の確保という課題の中で、公契約全体についても触れておられますが、特に関心の大きい公共事業について、まずお答えさせていただきたいと思います。

公共事業の発注におきましては、競争性の確保とともに品質の確保も求められております。そのため建設労働者の賃金を削減し、下請業者へのしわ寄せを行うダンピング受注がないよう、最低制限価格などを設け、公共工事設計労働単価の七割以上を計上し、また、発注段階では必ず最低賃金を上回ることを確認するなど、一定の賃金水準を確保する仕組みは存在しております。ただ、現状では、建設現場において末端労働者の賃金支払いの実態まで確認する仕組みにはなっておりません。現実には最低賃金が守られているかどうか、不明なことも事実でございます。そのような事情でございますので、今後、公共事業の発注者の立場として、賃金支払いの実態についての抜き打ちも含む調査を実施することを検討したいと考えます。公契約条例の制定につきましては、これまで県議会で、国における公契約に関する基本法の制定について意見書も採択された経緯もありますので、県としては国における法整備等の動向を見きわめつつ、今述べた調査結果も踏まえ、必要に応じた対応を検討していきたいと考えます。

二つ目の質問は、選挙制度についてでございます。

現行の小選挙区比例代表並立制は、平成八年の衆議院議員総選挙から採用されているところでございますが、小選挙区選挙と比例代表選挙との重複立候補制度を認めたことであるというふうに承知をしております。国政の選挙制度や国会議員の定数のあり方については、さまざまなご意見があることはよく知っております。しかし、私は意見を申し上げる立場になく、あまり勉強もしておりませんが、基本的な考え方としましては、少数意見や異なる意見の存在は民主主義において極めて重要なものであると考えております。

日本では、大政翼賛会のような戦時政治運動で少数意見が抑圧された歴史的な経験がございます。また、私自身が感銘を受けた言葉として、十七世紀のフランスの哲学者ボルテールが言ったとされる言葉でございますが、私はあなたの意見には反対だが、あなたがそれを主張する権利は命がけで守るという言葉がございます。これはいまだに記憶に新しい言葉でございます。そのような考えは持っておりますが、現行の比例定数のあり方について、私は見解を申し上げる立場にはございませんので、所見の表明はご遠慮させていただきたいと存じます。

以上が、私に対する質問でございました。

○議長（安井宏一） 速見こども家庭局長。

◎こども家庭局長（速見安且） （登壇）三十一番今井議員のご質問で、私には、新型インフルエンザ対策について、県内の保育所や学童保育における対応はどうなっているのかとのお尋ねでございます。

保育所や、いわゆる学童保育と呼ばれております放課後児童クラブは、保護者の仕事と子育ての両立のため大変重要な役割を担っていただいております。このたびの新型インフルエンザ対策におきましては、感染拡大予防の対策が重要な課題であることから、本年八月二十六日、県新型インフルエンザ対策本部において、学校、幼稚園、保育所及び放課後児童クラブの休校等の基準、具体的には一週間以内に三人以上の発症で五日間の閉鎖という内容でございますが、この基準が示されまして、関係団体等に周知が図られたところでございます。

こども家庭局におきましては、これ以前より、各保育所等に対しまして、休所になった場合を想定して、事前に保護者と情報交換を密にすること、休所等を行う際は保護者の実情に応じて適切な対応を行うことなどをお願いしてきたところでございますが、対策本部のこの決定を受けまして、市町村、各保育所その他の各児童福祉施設等に対する説明会を開催いたしまして、感染拡大防止のための休所等の基準の周知を図る一方、保護者の不安を解消するために、休所に備えて保護者への事前の情報提供の徹底、休所した場合、家庭で保育が可能か否かなどの保護者の個々の事情の事前把握の徹底、さらには、休所を行う場合、保護者の就業状況等に応じた小規模での保育の実施などについて、改めて適切な対応を依頼してきたところでございます。今後とも、保護者の不安を解消するため、保護者との密接な情報共有や休所中の小規模保育の実施など、状況に応じた適切な対応について、市町村や保育所等関係施設に働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安井宏一） 武末健康安全局長。

◎健康安全局長（武末文男） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しては、新型インフルエンザ対策のうち、ワクチンの接種や医療提供体制の整備状況、また、公共交通を通じた感染予防対策の周知についてでございます。

新型インフルエンザのワクチン接種の事業は、国が接種の優先順位を設定し、県医師会や市町村の協力を得て、医療機関と委託契約を締結し、ワクチンの接種を行うこととなっております。接種の順位は、現時点でございますが、一番が医療従事者、二番が妊婦及び基礎疾患を有する患者、三番が一歳から就学前の小児、四番が一歳未満の小児の両親、その他として、小・中・高校生及び高齢者となっております。特に十歳未満の小児が重症化するケースが相次いだことを受けまして、小学生の低学年も優先順位に入れる予定と聞いているところでございます。接種ができる医療機関については、国が決定次第、国、県及び市町村が県民の皆さんに周知する予定でございます。接種費用については、二回分の費用を六千円程度に抑えるとともに、生活保護世帯や市町村民税の非課税世帯については、無料化を視野に置いて大幅に負担の軽減を図るというふうに聞いております。現時点では接種は十月中旬からの予定であり、県としては、国及び市町村と連携して円滑な接種を行えるような体制の整備に努めたいと思っております。

次に、医療体制については、今後、入院が必要な重症患者が多数発生することが懸念されます。八月下旬に国が示した発生シナリオの試算に基づき、病床数は最大で約五百床が必要と試算しております。十月中に確保できるよう医療機関と協議を進めているところでございますが、きょう現在で八割の約四百床を確保できたところでございます。人工呼吸器については、最大時約百台が必要と試算し、現有の六十台で不足する分四十台については、十月中に県立病院に十五台を設置し、民間病院には全額補助で四十台を整備いたします。院内感染防止対策についてでございますが、県としては八月十八日付で、時間的、空間的な隔離による感染防止対策を通知し、各医療機関において対策を実施されており、今日までは県内において院内感染は発生していないところでございます。

次に、県としても県民の皆さんに正しい情報を提供する手段として、また、感染の拡大を防止する上でも、公共交通機関における車内放送等の有効性は認識しております。現在、近畿二府四県共同で近畿日本鉄道やＪＲ西日本も加盟している関西鉄道協会に対して協力を行うための準備を進めているところでございます。

私に対する質問は、以上でございます。

○議長（安井宏一） 杉田福祉部長。

◎福祉部長（杉田憲英） （登壇）私に対しては、二問ご質問がございました。

まず一点目、インフルエンザ対策に係る国民健康保険の保険証の取扱いでございます。

国民健康保険におきまして、一定期間、保険料が滞納されている場合には、一カ月から六カ月の有効期限となっている短期被保険者証が交付されます。さらに一年以上の滞納が

あるときには、災害等の特別の事情があると認められる場合を除き、医療機関の窓口で医療費全額の支払いが必要となり、事後的に償還される資格証明書を交付することとなっております。また、滞納者との納付相談の機会を確保する観点から、短期被保険者証につきましては、通常、市町村の窓口で保管しているところでございます。新型インフルエンザの流行拡大を防ぐことは社会的課題であることから、万一、新型インフルエンザの感染の疑いがあるような緊急の場合には、市町村の窓口に行っていただければ、資格証明書の交付対象世帯であっても、短期被保険者証の交付を受けることができ、また、被保険者証が市町村で保管されている場合にも、被保険者証の交付がされるなど柔軟な対応がされることとなっております。この旨、既に国からも通知があり、県から市町村にも既に周知・指導したところでございます。主な市町村に確認したところ、新型インフルエンザの感染の疑いがあるような方がおられた場合には、さきに述べたように被保険者証の交付など柔軟に行うと回答を得ているところでございます。

続きまして、二点目の質問、地域福祉支援計画についてでございます。

地域福祉計画につきましては、市町村の基本構想に即して、高齢者、障害者などの各福祉分野の個別計画を統合する共通理念や地域住民、民生委員、ボランティア団体等との連携など、地域福祉推進のための総合的な取り組みの方向性を定める計画として、社会福祉法に平成十五年から位置づけられております。本計画は、法律上策定を義務づけられたものではないことから、平成二十年度末における策定状況は、全国で四五・三%、県内では七市町村、策定率に直しますと一七・九%となっております。また、都道府県も市町村と同様に、広域的な観点から市町村を総合的に支援する内容を盛り込んだ地域福祉支援計画を策定することとされており、三十七道府県が策定済みでございます。

本県におきましては、市町村地域福祉計画を策定するに当たっての具体的な着眼的や留意事項、手順を先行して提示することとし、ガイドラインを平成十五年に既に提示したところでありますが、地域福祉支援計画そのものの策定には至っていない現状にあります。少子・高齢社会の進展や地域社会の希薄化に伴う孤立世帯の増加、さらに昨今の経済状況による所得格差の問題など、ますます地域福祉の役割が高まる中、本県の課題に即した福祉行政の全体的な方向性を示していくことが重要であることから、来年度を目途に地域福祉支援計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（安井宏一） 宮谷景観・環境局長。

◎景観・環境局長（宮谷太） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、ごみ処理広域化計画につきまして、二〇〇八年度までの十年間の計画として策定したごみ処理広域化計画の成果と問題点、また、これにかわる計画についてのご質問がございました。

平成十一年の奈良県ごみ処理広域化計画は、当時問題となっておりましたダイオキシン類対策が主眼でありまして、あわせてスケールメリットを生かしたごみ処理の効率化を図るため、施設の集約化が求められたことにより策定したものでございます。その後、小規

模な施設でもダイオキシン類対策が技術的に可能となりまして、市町村単独、あるいは従来のもたまりでの整備と改修が行われまして、平成十四年度には計画の主目標であるダイオキシン類対策は達成されました。この間、広域化につきましては、市町村合併の動向や市町村それぞれの地域の事情によりまして進展が見られていないのが現状であります。現在県内では二十七の施設が稼働しておりまして、そのうち広域処理が行われているのは六施設という状況でございます。しかし、施設の経年劣化による維持管理費の増大、それから施設整備の緊急性などの課題を市町村が抱えている中、国の施設整備交付金の対象施設に人口五万人以上などの規模の要件が設けられました。そういうことで、市町村単位での整備は困難となっております。県、市町村とも広域化の必要性を再認識しているところでございます。

県としましては、昨年秋より市町村の実態とニーズを把握するため、実務者レベルの意見交換、それと情報の共有を実施しているところでございまして、広域化の可能性が見出せる市町村に対しましては、その調整、助言など、積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安井宏一） 川崎土木部長。

◎土木部長（川崎茂信） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えしたいと思います。

私には、都市計画道路天理王寺線の住民説明についてのお尋ねがございました。

県道天理王寺線は、河合町内に幅員が四メートル程度の区間があり、通学など歩行者や自転車利用者が車と交錯し、非常に危険な状態であります。このため県といたしましては、生活幹線道路としての天理王寺線の早期整備が必要と考えているところでございます。

その実現に向けまして、去る九月二十五日に河合町役場におきまして都市計画道路天理王寺線の変更案に関する説明会を開催したところ、約九十名の方が出席され、ルートの選定や環境アセスメント、あるいは整備時期などにつきましてご意見をいただいたところでございます。県では、当該説明会でお示ししました都市計画道路案が最適な計画と考えておりまして、説明会で要請のあったルート選定の根拠などにつきまして、今回都市計画変更する区間の自治会の代表と相談をし、必要に応じて説明会を開くなどの方法で、丁寧に説明をし、当該計画にご理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。また、説明会でいただきましたご意見も踏まえまして、計画内容をよりご理解していただくチラシの作成なども行って、河合町全体の住民の方々にも計画の内容や必要性をご理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（安井宏一） 福田商工労働部長。

◎商工労働部長（福田将人） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

ヤマトハイミールに貸し付けした中小企業高度化資金の返済状況等についてのご質問でございます。

ヤマトハイミール食品協業組合に対する高度化資金の回収につきましては、組合からの償還金が三百五十二万円、抵当物件である工場の敷地、建物、機械設備の競売による配当が五千五十七万円余り、連帯保証人のうちの一名には個人資産である自宅を売却させて七百二十二万円余りを回収したほか、別の一名には毎月数万円ずつ償還させているところでありまして、現時点での合計返済額は六千百四十三万七千七百十六円となっているところでございます。

また、昨年七月には、県は組合と、理事長の相続人である妻に対する破産申立てを行ったところであり、破産管財人の報告書によりますと、組合につきましては、不動産、機械設備はすべて抵当物件として競売済みであり、換価すべき財産は見当たらないこと、また、理事長の妻につきましても、金融機関の抵当物件であった不動産の売却は、財産隠しのような不正な取引などのいわゆる否認権行使の対象には当たらず、換価すべき財産はないとされているところでございます。いずれも県を含めた債権者に対する配当可能な資産はなく、本年八月五日に裁判所により破産手続の廃止決定がなされたところでございます。

以上でございます。

○議長（安井宏一） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） ありがとうございます。幾つかの点で再質問をさせていただきたいと思います。

官製ワーキングプアの問題ですけれども、知事のお話では、公共事業の末端の労働者の抜き打ちの検査などもやって、県として積極的に考えていきたいというご答弁でございました。野田市で通りました条例というのは、恐らく今後全国に広がっていくだろうというふうに思っております。全国に広がっていくのであれば、奈良県はやはりいち早く実際に取り入れていただきたいなというふうに思っておりますけれども、その実態のところなんですが、例えば県庁の中にも、日々雇用という形で雇われている方、聞きましたら二百七十人いらっしゃるということです。

一日六千八百六十円で二十二日間働いて十四万四千元という給料ですけれども、ここから保険料、税金が引かれますので、大体十二万数千元というような手取りになっています。これと生活保護とを比較いたしますと、三十代の方で、例えばひとり暮らしで借家に住んでいると想定いたしますと、奈良市の基準では十一万八千六百七十円ですから、単純比較いたしますと日々雇用の方のほうが多いんですけれども、勤労控除とか社会保険税、住民税、所得税、交通費、こうした必要経費を引きますと、一万三千元程度不足になるというような状況になっております。ですから、こうした県庁の足元でもワーキングプアが起きているというふうに私は思います。ましてや、業務委託とか下請とか、末端のところで働く労働者の方には、さらに安い給料で働いているという実態があると思いますので、ぜひそのあたりもつかんでいただきまして、そうしたものを反映していただきたいと思いますが、その調査の点で一点、もう一度知事のお考えを伺いたいというふうに思います。

それから、インフルエンザ対策、いろいろ伺いました。保育所の対策などもいろいろしていただいているということでございますので、ぜひそうしたものを徹底していただきまして、働くお母さんが困らないようお願いをしたいというふうに思います。

それから、公共交通などにも要請していただいているということです。一時、もう皆がマスクをやっているような状況があったんですけれども、今何かマスクをやるのに勇気要るような、逆にそんなことにもなっておりまして、やはり必要なところでは必要な態勢がとれるような、そういう雰囲気づくりというんですか、そうしたものも対策に必要ではないかというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、いろいろありますけれども、天理王寺線のことでは、説明会は開かないというふうにご答弁いただいたというふうに考えたらいいんでしょうか。私としては、あのときに説明会に行かせていただきまして、八時半に終わるというのが、十時回ってもまだいろんなご意見が出ていたという状態の中で、あれで無理やりもう説明会という順番で、していくのが、無理があるんじゃないかというふうに思います。従来の公共事業の場合に、水面下でいろいろなものを決めて、住民の方に知らせるときにはもう反対できないような状態で作られていったような経緯も従来ありましたけれども、私は、これからの公共事業は十分に地元の理解も得て、そして、できたものについては本当にいいものができると思えるような公共事業であるべきだというふうに思います。そのためには、やはり持ち寄った宿題などもありますので、その点でもう一度、その回答も含めて住民説明会を開くべきだと思いますが、もう一度土木部長のご答弁をお願いしたいというふうに思います。

選挙制度、知事のいろいろご意見を聞きましたけれども、直接ご意見を言う立場ではないということでしたが、少数意見が大事だということの認識を伺いましたので、とりあえず答えということで聞いておきたいというふうに思っております。

中小企業の高度化資金の問題でございますけれども、理事長の妻の資産の問題では、問題なかったという報告だということですが、私は、奈良市が平成十九年二月二十八日にこの自宅の差し押さえをしております。また、奈良県の県税事務所も平成二十年三月十九日に差し押さえをしておりますけれども、なぜ一番たくさんお金を貸しております商工課のほうで自宅の差し押さえしなかったのか、そのあたりのところがちょっと理解ができません。そして、その後の経緯を見ますと、担保があるからしなかったということですが、第三者に売却されているというようなことにもなっております。県はそのことを知っていたのかどうか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安井宏一） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 私に対しましては、ご質問だと思いますが、県庁の日々雇用の賃金の調査とおっしゃいましたが、今の、先ほどの公共事業は不明な実態があるので調査するという、賃金支払いについての、最低賃金をもしか下回っているかもしれないという点は重要な関心事だと、こう申し上げました。ただ、県庁の日々雇用は賃金支払いの実態は、

今申されましたように、不明ではないと思いますが、ただ、ご意見の中では、低過ぎるというようなニュアンスがあったかと思いますが、それは生活保護の支払いの水準に比べて低過ぎる、あるいはほかの雇用に比べて低過ぎるというようなご意見かというふうにもお聞きいたしました。が、調査というよりも、そういうことがあるのかどうか、確認をまずしてみたいと思います。

県庁の日々雇用の水準ということも一つでございますが、県内の雇用の量的な水準、求人倍率、あるいは日々雇用者、不正規雇用が奈良県は大変多いということは承知しておりますので、雇用のマーケットをどのようにするかということは、より大きな量の大きな深刻な課題だというふうには考えております。なかなか雇用のマーケットを改善するには、経済、景気がある程度回復しないと難しい面もございますので、県庁の能力といいますか、財政的な景気刺激能力から考えても、なかなか難しいことがあります。今回の補正予算でも景気刺激の持続ということを目標にしておりますので、その点もよろしくご勘案していただければと、逆陳情みたいになりましたが、お答えの中で入れさせていただきます。

○議長（安井宏一） 川崎土木部長。

◎土木部長（川崎茂信） 通常でございますけども、住民説明会の後、自治会から補足説明会の開催がありましたら、それに応じまして丁寧に説明する機会を設けまして、内容を努めております。説明をしております。今回の都市計画道路天理王寺線の変更につきましても、河合町や自治会と相談しまして、同様に丁寧な対応で行っていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（安井宏一） 福田商工労働部長。

◎商工労働部長（福田将人） 奈良市等の状況について知っていたのかということでございますけども、県といたしましては、種々の情報を得ながら進めてまいったということでございます。

○議長（安井宏一） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） ワーキングプアのことですけれども、人事課のほうに、全部の職員さんの例えば平均賃金どれぐらいですかということで尋ねましたところ、正規の方の平均は出しているけども、それ以外は調べてないというような回答でしたので、ぜひそのあたりのところを調べていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それから、天理王寺線の問題では、丁寧にということでは言われておりますけれども、説明会を開くのか開かないのか、その点、もう一回はっきり聞きたいと、要望があれば開くというふうに解釈していいのか、その点一点お願いします。

○議長（安井宏一） 川崎土木部長。

◎土木部長（川崎茂信） 自治会からの要請がありましたら、開いて、説明会をきちっとやりたいと思っております。

○議長（安井宏一） これをもって当局に対する一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

△午後三時三十六分休憩

△午後三時五十三分再開

○議長（安井宏一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（安井宏一） 次に、本日、知事から議案五件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第百十三号

平成二十一年十月一日

奈良県議会議長 安井宏一殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第八〇号 平成二十年度奈良県歳入歳出決算の認定について

議第八一号 人事委員会の委員の選任について

議第八二号 監査委員の選任について

議第八三号 公安委員会の委員の任命について

報第二六号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

以上のとおり提出します。

△議第八十一号

人事委員会の委員の選任について

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第九条の二第二項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成二十一年十月一日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

馬場勝也

△議第八十二号

監査委員の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十六条第一項の規定により、下記の者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成二十一年十月一日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

南田昭典

△議第八十三号

公安委員会の委員の任命について

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十九条第一項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成二十一年十月一日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

山口昌紀

○議長（安井宏一） 次に、議第八十号から議第八十三号及び報第二十六号を議題とします。

知事に、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

◎知事（荒井正吾） （登壇）ただいま提出いたしました議第八十号は、平成二十年度一般会計及び特別会計決算の認定についての議案であります。

議第八十一号から議第八十三号は、それぞれ人事委員会の委員、監査委員、公安委員会の委員の選任等に関する議案です。

また、報第二十六号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成二十年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものです。

どうぞ慎重にご審議のうえ、よろしくご認定またはご議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（安井宏一） 次に、議第五十八号から議第八十号、諮第一号、及び報第二十三号から報第二十六号を一括議題とします。

この際、ご報告します。

議第六十二号については、地方公務員法第五条第二項の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、回答が参りました。

その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△奈人委第八十一号

平成二十一年九月二十八日

奈良県議会議長 安井宏一

奈良県人事委員会委員長 岩本 平

職員に関する条例の制定に伴う意見について（回答）

平成二十一年九月十七日付け奈議第百七号で意見を求められたこのことについては、下記のとおりです。

記

議第六二号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案に係る条例案は、適当と認めます。

○議長（安井宏一） お諮りします。

ただいま上程中の議第五十八号から議第七十二号、議第七十五号から議第七十九号及び諮第一号、並びに報第二十三号から報第二十五号については、十人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を、議第七十三号、議第七十四号及び議第八十号、並びに報第二十六号については、十一人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を、それぞれ設置し、これに付託の上、調査並びに審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（安井宏一） お諮りします。

ただいま設置されました予算及び決算審査特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任については、議長から指名推選の方法により指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

よって、お手元に配布の予算及び決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名します。
被指名人にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

平成二十一年九月予算審査特別委員会委員名簿（定数十名）

委員長	十三番	中野雅史議員
副委員長	十八番	高柳忠夫議員
委員	三番	小林茂樹議員
委員	四番	藤井 守議員
委員	七番	尾崎充典議員
委員	十四番	田中惟允議員
委員	二十番	山村幸穂議員
委員	二十四番	奥山博康議員

委員	四十番	小泉米造議員
委員	四十三番	梶川虔二議員

平成二十一年九月決算審査特別委員会委員名簿（定数十一名）

委員長	三十三番	国中憲治議員
副委員長	十六番	森山賀文議員
委員	一番	浅川清仁議員
委員	二番	井岡正徳議員
委員	六番	大国正博議員
委員	十七番	森川喜之議員
委員	十九番	中野明美議員
委員	二十二番	神田加津代議員
委員	二十六番	粒谷友示議員
委員	二十七番	丸野智彦議員
委員	三十一番	今井光子議員

○議長（安井宏一） 次に、四十四番川口正志議員ほか四十二名から、議第八十四号奈良県がん対策推進条例の議案が提出されました。

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

次に、議第八十四号を議題とします。

四十四番川口正志議員に提案理由の説明を求めます。――四十四番川口正志議員。

◆四十四番（川口正志） （登壇）ただいま上程されました議第八十四号「奈良県がん対策推進条例」につきまして、その提案理由を説明させていただきます。

がんが日本人の死亡原因の三十パーセントを超えている状況のもと、国においては、平成十九年四月に「がん対策基本法」が施行され、「がん患者を含めた国民の視点に立ったがん対策の実施」、「重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施」を基本方針とした「がん対策推進基本計画」が策定されています。

本県においてもがんが死亡原因の一位であり、県民の生命と健康を守る上で、がん対策の推進は極めて重要な課題であることから、県議会としては、これまで本会議や委員会の質問を通じて当局の施策について審議を重ねてまいりました。さらに、本年三月に全議員による提案として、各会派の代表による委員会を設置し、がん患者会の方や医療関係者等からご意見を伺いながら、調査、検討を進め、今回、「がん対策推進条例」を提案するに至ったものであります。

条例案の概要を説明いたしますと、この条例は、がん対策の基本となる事項等を定めることにより、総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的としております。

がんの予防とがんの早期発見、がん医療を提供する体制の整備、がん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上等を目標として、患者だけでなくその家族も含めた視点に立って、がん対策を進めようとする奈良県の姿勢を示しています。

次に、緩和ケアの充実とがん患者及びその家族の療養生活の質の維持向上等であります。がん患者の多くは、身体的な苦痛だけでなく、がんと診断された時から精神的な苦痛を抱えています。さらに、こうした苦痛に加えて、がん患者とその家族は、療養生活において様々な困難に直面しています。そこで、緩和ケアを充実させるとともに、がん患者とその家族等が抱える不安を軽減するような相談体制が充実されるよう、必要な施策を講ずるものとしております。

さらに、この条例の一番の特色である「がんと向き合う日」であります。

県民のがんに関する知識と関心を深め、がん対策の一層の推進を図るため、十月十日を奈良県がんと向き合う日と定めるものであります。

最後に、この条例と奈良県がん対策推進計画が相まって、本県のがん対策が一層進展することを期待するものであります。

議員各位におかれましては、すでに本条例の趣旨をご理解いただきご賛同いただいておりますが、改めてよろしくご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（安井宏一） 本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

議第八十四号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、本案については、原案どおり可決されました。

○議長（安井宏一） 次に、請願一件を上程します。

お手元に配布しております文書でご承知願います。

なお、請願は、調査並びに審査の必要があると認めますので、所管の常任委員会に付託します。

（厚生委員会）

請願第七号

身体障害者認定基準（腎機能障害）に関する請願書

請願者 奈良県奈良市法華寺町二六五番地の八

白樺ハイツ大宮Ⅱ 一〇七号室

奈良県腎臓病患者友の会

会長 森田ひろみ

紹介議員 中村 昭

高柳忠夫

畠 真夕美

今井光子

小林茂樹

梶川虔二

《要旨》

請願事項

一. 人工透析が必要な腎機能の状態を身体障害者手帳一級にして下さい。

請願趣旨

平成十二年の地方分権一括法の施行により、身体障害者手帳の交付事務が国から都道府県自治事務へ権限が移譲され、障害者等級認定基準に関する厚労省の通知及び見解がガイドライン（技術的助言）として位置づけられ、自治体（都道府県・政令・中核市含む）が独自の認定基準を設けることができるようになりました。

その結果、医療の現場で透析導入基準として使用されている「慢性腎不全透析導入基準」（厚生科学研究腎不全医療研究事業一九九三）に準じ、認定基準を見直す自治体が増えています。

もともと、医療の現場では血清クレアチニン値を重視した国基準は、年齢や筋肉量の影響を受けるため、腎機能をこれのみで判定するのは適当ではない、とする専門家の指摘があがっていました。さらに、平成十五年四月には、血清クレアチニンの検査方法が従来の「比色法」から新しい「酵素法」に統一され、検査値が従来よりもやや低く出ることが指摘されており、従来の国基準は実態と一致しない内容になってきています。

このたび、県下の全透析施設のご協力を得て現状を調査分析した結果、県下約三千人の透析者中、百八十人前後の方が三級以下に認定されています。

同じ透析医療を受けながら一級と三級の公助の差は大きく、つきましては、より実態にあった認定基準となるよう「慢性腎不全透析導入基準」に準じ、クレアチニン濃度 8.0 mg/dl 未満でも、人工透析を施行していれば一級に認定されるよう、当県も独自の認定基準を定めていただきたく、上記の請願をいたします。

○議長（安井宏一） 二番井岡正徳議員。

◆二番（井岡正徳） 予算及び決算審査特別委員会開催のため、明十月二日から十月八日まで本会議を開かず、十月九日、会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○議長（安井宏一） お諮りします。

二番井岡正徳議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、次回十月九日の日程は、予算及び決算審査特別委員長報告並びに各常任委員長報告と同採決とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後四時三分散会